

# 待機児童対策特別事業実施要領

(目的)

**第1条** この実施要領は、待機児童対策特別事業実施要綱（平成24年6月22日施行。以下「実施要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって待機児童対策特別事業（以下「本事業」という。）の円滑な実施に資することを目的とする。

(児童の年齢)

**第2条** 実施要綱第3条第1号（新すこやか保育事業）、同条第3号（指導監督基準達成・継続支援事業）及び同条第4号（認可化移行支援事業）の事業に係る児童の年齢については、以下のとおりとする。

- (1) 新すこやか保育事業 事業対象月の前月の末日における年齢とする。
- (2) 指導監督基準達成・継続支援事業 事業申請日の年齢とする。
- (3) 認可化移行支援事業 年度の初日の前日における年齢とし、年度中の変動はないものとする。

(対象経費等)

**第3条** 実施要綱第3条第1号（新すこやか保育事業）の事業のうち、保育施設賠償責任保険料の対象経費については、保険対象期間が年度をまたいでいる場合には補助年度分の保険料を算出して計上することとする。

2 実施要綱第3条第2号（認可外保育施設研修事業）の事業に係る対象経費等については、以下のとおりとする。

- (1) 対象経費  
今後の保育の質の向上に必要な遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等及び軽微な修繕とする。
- (2) 対象外経費  
施設職員個人の私的な備品購入や短期間のうちに消耗する施設の日用品等の他、送料及び各種手数料とする。

3 実施要綱第3条第3号（指導監督基準達成・継続支援事業）の事業に係る対象経費等については、以下のとおりとする。

- (1) 対象経費  
指導監督基準を達成・維持するための改修事業とする。
- (2) 対象外経費  
新築、改築及び増築とする。なお、指導監督基準上、どのスペースを保育室として使用するかは自由であることに鑑み、保育室面積不足の指摘を受けている施設が面積不足を理由として、当事業を活用することは認められない。

4 実施要綱第3条第4号（認可化移行支援事業）の運営費支援事業に係る対象経費等については、以下のとおりとする。

- (1) 総事業費  
認可外保育施設の運営に必要な費用、認可保育所、幼保連携型認定こども園又は

小規模保育事業の開設準備に必要な費用で、「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知）の別表6において、支出科目として区分されている科目に相当する額とする。

(2) 対象経費

(1)のうち「保育所運営費の経理等について」（平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知）の別表6において、「人件費支出」「事業費支出」「事務費支出」「土地・建物賃借料支出」「租税公課」として区分されている科目に相当する額とする。

なお、対象となる経費は、補助対象期間中に支出の原因が発生し、当該期間中に役務の提供等が完了している経費とする。

(3) 対象外経費

総事業費のうち対象経費以外の経費とする。

(4) 保育料等収入

認可外保育施設に入所する児童の保育に必要な費用として保護者等から徴収する入園料、保育料及び給食費等並びに補助金等の収入の合計額とする。

(5) 対象経費の実支出額

総事業費から対象外経費又は保育料等収入のいずれか大きい方の額を控除した額とする。

5 実施要綱別添4において、運営費支援事業の対象外経費とされている「施設の整備」とは、効用の増加する施設の整備をいい、機能の回復を目的とした施設の修繕は含まない。

6 第4項に定める対象経費のうち、取得価格が10万円以上の備品を購入した認可外保育施設の設置者は、当該備品の耐用年数が経過するまでの間、別紙様式1-1及び1-2により当該備品を管理しなければならない。また、市町村は、定期的に当該備品の使用状況等を現地で確認しなければならない。

7 取得価格50万円以上の備品については、待機児童対策特別事業補助金交付要綱（平成24年6月22日施行。以下「補助金交付要綱」という。）第17条第2項の規定により取得財産等明細表を実績報告書に添付する必要があるほか、財産処分の制限があることにも留意すること。

8 実施要綱第3条第4号（認可化移行支援事業）の施設改善費支援事業に係る対象経費は、以下のとおりとする。ただし、市町村から交付決定を受けた後に契約等を行ったものに限る。

(1) 工事費又は工事請負費

本体工事費、設備工事費、外構工事費（整地に該当するものを除く。）及び仮施設設置整備工事費（賃借料含む。）等とする。

(2) 工事事務費

設計料、監理料及び工事施工のため直接必要な事務に要する費用とする。

(3) 購入費等

工事費又は工事請負費と同等と認められる委託費、分担金及び建物購入費とする。

(4) 認可保育所、幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業の開設準備に必要な費

用

備品類の購入費、各種手数料、登記費用、開設前の職員研修費用等とする。

(認可化移行計画等の進捗状況報告)

**第4条** 要綱第3条第4号(認可化移行支援事業)の運営費支援事業の対象となる認可外保育施設の設置者は、補助金交付要綱第1号様式(別紙3、別紙4①及び②)により策定した認可化移行計画の進捗状況を、別紙様式2により四半期毎に市町村に報告しなければならない。市町村は当該報告書を取りまとめて県に報告するとともに、認可化移行計画の進捗管理及び認可化に必要な費用の予算措置等を適切に行うものとする。

2 第1項に規定する市町村に対する報告を適切に行わない施設及び認可化移行計画の進捗が認められない施設については、以後、認可化移行支援事業の対象外とする。

(補助金の併給禁止)

**第5条** 実施要綱第3条第4号(認可化移行支援事業)の運営費支援事業の対象となった認可外保育施設は、当該補助対象期間中は、同条第2号(認可外保育施設研修事業)の事業の補助金を受給することはできない。

2 企業主導型保育事業の対象となった認可外保育施設は、当該補助期間中は本事業の補助金を受給することはできない。

(事業の対象外とする者)

**第6条** 実施要綱第5条第1項第1号括弧書きに定める事業の対象外とする改善指導に対する対応を適切に行っていない認可外保育施設の設置者とは、以下の者をいう。

- (1) 児童福祉法第59条に基づく立入調査後、県又は市町村から求められた改善報告書の提出期限を経過し、県又は市町村から催促を受けているにも関わらず概ね1カ月以内に提出しない者
- (2) (1)に定める改善報告書の提出後、県又は市町村から口頭又は文書等により報告内容の修正又は追加資料等の再提出を求められた者で概ね2週間以内に対応しない者

(事前協議の省略)

**第7条** 実施要綱別添に定める各事業の事前協議については、予算編成等の資料により事業内容が確認できる場合には、省略することがある。

(有資格者割合の算定方法)

**第8条** 補助金交付要綱別表に定める認可化移行支援事業(運営費の助成)に係る補助単価算出に係る各月の有資格者割合の算定は、以下の方法によるものとする。

- (1) 有資格者とは、保育士、看護師(准看護師を含む。)及び保健師をいう。
- (2) 必要保育従事者数の算定は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について(平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の別表評価基準に定める方法によるものとする。

なお、算定に用いる児童数は、当該月の最初の開園日における総児童数（契約児童数及び一時預かり児童数）とし、算定に用いる児童の年齢は第2条第3号の規定によるものとする。

- (3) 保育に従事する有資格者に係る補助対象月の最初の6開園日の総勤務時間数を40時間で除して得た人数（小数点2桁以下を切り捨て、小数点1桁を四捨五入する。）を当該月の有資格者数とする。ただし、総勤務時間に計上する有資格者一人当たりの勤務時間数は40時間を上限とする。
- (4) 第3号の人数を第2号の人数で除して得た割合を当該月の有資格者割合とする。

#### 附 則

この実施要領は、平成26年7月16日より施行し、平成26年4月1日から適用する。

#### 附 則

この実施要領は、平成27年4月1日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

#### 附 則

この実施要領は、平成29年4月1日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

#### 附 則

この実施要領は、平成30年4月11日より施行し、平成30年4月1日から適用する。

#### 附 則

この実施要領は、令和元年5月23日より施行し、平成31年4月1日から適用する。